

AIRY助成金のご案内

(公財) 山形県国際交流協会では、地域の国際化に資する国際交流を行う民間の団体に対し助成を行います。事業を計画している団体の応募をお待ちしております。

助成の対象は？

継続して地域の国際化を推進する活動を行っていて、且つ一年以上の活動実績がある山形県の非営利の民間団体

対象事業は？

- ①山形県の国際理解の向上に関する事業
- ②県民と在住外国人との交流事業
- ③多文化共生社会づくりに関する事業
- ④在住外国人を対象とした日本語学校支援に関する事業
- ⑤在住外国人を対象とした新規日本語教室開設事業
- ⑥国際的視野を備えた人材育成のための事業
- ⑦県民に海外の優れた文化等を紹介する各種講演事業
- ⑧その他協会が適当と認める事業



助成金交付額は？

助成対象経費の2分の1に相当する額または、10万円のいずれか低い額

対象経費は？

謝金・旅費・通信費・食材費・賃借料・印刷製本費・消耗品費・保険料・雑費
詳細は、別添要綱をご覧ください

助成の回数は？

同一年度につき1回。

申請書提出期限 令和6年3月15日 (金)

※郵送の場合、当日消印有効

(実施期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日)

助成金申請手続きの流れ

- | | |
|----------------------|---|
| 当協会に相談 | ・ 申請に関するご相談をお受けいたします |
| 助成金の申請 | ・ 募集期間内に助成金申請書等をご提出ください。 |
| 助成金の審査 | ・ 申請された内容について審査委員会で審査後、結果を書面で通知します。 |
| 事業の実施 | ・ 助成対象事業の領収書や活動写真の準備をお願いします。 |
| （ 支払請求書の提出
と助成金交付 | ・ 概算払を希望される方は、様式第2号助成金精算（概算）払請求書をご提出ください。確認後、助成金を振込します。） |
| 報告書と
交付申請書の提出 | ・ 事業の完了した日から、30日以内若しくは4月20日までに報告書をご提出ください。
様式第2号助成金精算（概算）払請求書をご提出ください。 |
| 報告書の審査 | ・ 実績報告書に基づき、助成金を確定します。 |
| 助成金の交付 | ・ 団体名義の金融機関口座に助成金を振込します。 |

※本制度の実施は当協会の理事会における令和6年度予算の成立が条件となります。予算が成立しない場合は、中止となりますので予めご了承ください。

お問い合わせ

(公財)山形県国際交流協会 (AIRY)
山形市城南町1-1-1霞城セントラル2F
TEL:023-647-2560
E-mail:info@airyamagata.org
URL:http://www.airyamagata.org

